

エホバの証人輸血拒否訴訟

【訴訟】信仰上の理由から医療行為における輸血を拒否した患者に、手術において医師が治療方針の説明を怠り、同意をえずに輸血した。これに対し、患者側が医療機関に慰謝料を請求した訴訟。

【判決】1998年、東京高裁は原告の訴えを認め、尊厳死を選択する自由も含めて、各個人が自己の人生のあり方に自己決定権をもつとの判断を示した。しかし2000年の最高裁判決では明示的にはこれを認めず、人格権の一部としてとらえた。